

## 遠賀町議会議員政治倫理条例

### (目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、遠賀町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 議員は、町民の負託に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、議員は、刑法上の贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品授受等の行為をしてはならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町が行う工事又は製造の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（以下「町工事等の請負契約」という。）に関して特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 町職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 町職員の昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 町が助成している団体等及び町の直轄する団体等の代表に就任しないこと。
- (8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(町工事等の請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員の配偶者及び2親等以内(姻族を除く。)の親族並びに議員が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町工事等の請負契約については、これを辞退するように努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときはこの限りではない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 議員が資本金その他これらに準じるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が年額300万円以上の報酬(顧問料その他の名目を問わない。)を受領している企業

(3) 議員がその経営方針に関与している企業

3 第1項に該当する議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者又は関係企業の辞退届を提出させなければならない。

4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、若しくは、新たに第1項に該当することとなった日から30日以内に、議長に提出するものとする。

5 議長は、前項の辞退届の写しを町長に送付しなければならない。

(調査請求権)

第5条 町民及び議員は、次に掲げる理由があるときは、これを証明する資料を添えて議長に調査を請求することができる。

(1) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 前条に定める町工事等の請負契約に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査を請求しようとする者が町民である場合は、有権者(請求を行う時点において、遠賀町の選挙人名簿に登録された総数)の50分の1以上の連署をもって、議員である場合は、議員定数の2分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 第3条及び第4条に規定する政治倫理基準等の違反についての調査を行うため、必要なときに遠賀町政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、5人以内とし、専門的知識を有する者及び地方自治法第18

条に定める選挙権を有する町民のうちから、議長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前条の規定により調査の請求がなされたときは、議長は議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に提出しなければならない。

(報酬等)

第7条 審査会の委員の報酬及び費用弁償は、遠賀町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の規定するところにより支給する。

(審査会の職務)

第8条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第5条に規定する調査請求があった場合、議長の求めに応じ、当該請求の事案について必要な調査審議を行い、議長に意見を述べること。
  - (2) その他、この条例による政治倫理の確立を図るため、議長の諮問を受けた事項につき調査及び報告をすること。
- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取、資料提供等必要な調査を行うことができる。
  - 3 審査会は、調査請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を議長に文書で回答しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに回答できない場合は、期限を延長することができる。

(調査結果の通知及び公表)

第9条 議長は、前条第3項の規定による回答があった日から7日以内に、調査を請求した者及び調査対象の議員に対し、調査結果を文書で通知するものとする。

- 2 調査対象の議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。
- 3 議長は、前条第3項の規定による回答があったときは、遅滞なくその概要を町民に公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、併せて公表するものとする。

(議会の措置)

第10条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

- 2 議会は、調査対象議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、

町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第 11 条 議員が刑法(明治 40 年法律第 45 号)に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。

2 町民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する者 50 人以上の連署をもって、町民に対する説明会の開催を議長に請求することができる。

3 前 2 項の規定に基づき、議長が説明会を開催する場合は、当該議員は、説明会に出席し、釈明するものとする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第 12 条 議員は、職務関連犯罪による有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、議員は町民全体の代表者としての品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

2 議員は、前項の刑が確定以後は、町議会議員等の選挙及び公職の候補者となることを辞退するよう努めるものとする。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する、第 4 条第 4 項の「議員の任期開始の日から 30 日以内」の規定は、「この条例の施行の日から 30 日以内」とする。

3 第 5 条の規定は、施行日以後になされた行為について適用する。

4 この条例の施行の際、既に締結している町工事等の請負契約については、契約期間満了まで猶予する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日を期限とする。